

四 警 環 第 5 号

令和 2 年 5 月 27 日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

会長 永井 良一 殿

第四管区海上保安本部長

廣川 隆



「令和 2 年度海洋環境保全推進月間」の実施について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から海上保安業務に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、5月30日から6月30日までの約1か月間を「海洋環境保全推進月間」と定めています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について十分留意したうえで指導・啓発活動を実施することとしており、また、次の3点を重点項目としております。

① 排出原因として最も多い「バルブ操作」、「タンク計測」等の作業中における取扱い不注意による排出の防止

② 万が一、船内で油等の漏出が起きた際に海上への流出を防止する措置（オーバーフロータンクの設置、スカッパの閉鎖等）の実施

③ スマートフォン操作（ながら作業）に潜む危険性についての注意喚起
特に海事関係者や漁業関係者に対する設備の取扱い不注意、とりわけ、タンク不計測、バルブ開閉等未確認、給油送油作業の失念などの初歩的なミスによる油類の排出防止のための指導・啓発活動を実施するとともに、一般市民に対する廃棄物の不法投棄防止のための指導・啓発活動を実施することとしております。

つきましては、貴殿におかれましても同月間の趣旨を傘下会員へ周知いただき、当庁において実施する指導・啓発活動へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。